

2026年 浅井スクスク基金 募集要項

2026年4月吉日
公益財団法人公益推進協会

目的

当基金は浅井一雄様と奥様の貞子様のご寄付により設立された子どもたち応援のための基金です。日本では7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれ、医療や食事、学習などで不利な状況に置かれた子どもたちが将来も貧困から抜け出せない「貧困の連鎖」が喫緊の課題となっています。生活困窮家庭の子どもたちに食事支援や生活支援、学習支援など、人や社会と関わり子どもたちが夢や願いを実現するための力を伸ばす支援を行い、「子どもの貧困」を解決するための活動を行う団体へ助成を行います。

助成額

※補助率等の制限はありません。

1件あたり50万円以内 ※1団体の応募は1件までです。

助成件数

30件程度

募集期間

2026年4月6日（月）～2026年5月22日（金）（※WEB申請 17：00締切）

助成対象

(1) 助成対象団体 以下の要件を全て満たしている団体

- ① NPO法人、社団法人、財団法人等、法人設立から1年以上の活動実績のある非営利法人
※国、地方自治体、宗教法人、個人、任意団体、営利を目的とした株式会社・有限会社、趣旨や活動が政治・宗教・思想・営利などの目的に偏る団体は該当しません。
- ② これまでにも子どもやその家族を対象にした事業を行っている団体
- ③ 団体の活動をホームページやSNSで公表していること

(2) 助成対象事業

日本国内における「子どもの貧困」を解決するための活動（食事支援・生活支援・学習支援・その他支援）で以下の要件を全て満たしていること **※食品・物品の支給のみの支援事業は対象外です。**

- ① 応募団体自らが企画・主催する事業
- ② 主な支援対象者が生活困窮家庭やひとり親家庭の子どもである事業
- ③ 年間を通じ継続的に実施する事業（月1回程度実施）

(3) 助成対象期間 2026年7月1日～2027年3月31日

※ただし、本申請事業に関する費用であれば、2026年4月1日以降に支出した経費も計上を認めます。
（その場合、本申請事業開始年月日は2026年4月1日以降の支出計上開始日を記入してください。）

(4) 対象経費 助成金の用途は、申請する事業活動に伴う経費です。

単価が5万円を超える経費には見積書の写しが必要です。

- ①消耗品費、備品費、食材等購入費 ※備品費は20万円以下
- ②広告宣伝費（ポスター・チラシなどの作成費、印刷費等）
- ③賃借費（レンタカー、会場費等）

- ④旅費、交通費 ⑤通信費（郵便料金、宅配等） ⑥保険料（ボランティア保険等）
 - ⑦人件費（外部講師やボランティアなどへの謝金等） ※団体の役員・スタッフの人件費は不可
 - ⑧そのほか（上記に該当しない必要経費）※振込手数料等の各種手数料は不可
- ※関連団体、団体役員やスタッフの家族が経営している会社等への発注・支払いは不可

応募方法

(1) 1次選考 【募集締切：2026年5月22日（金）17：00】

◆応募方法：応募フォーム（<https://form.run/@oubo-asaisukusuku>）

◆選考結果：2026年6月下旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

(2) 2次選考 【提出締切：2026年7月3日（金）17：00】

◆提出方法：応募フォーム（1次選考結果通知時に通過団体にのみURLを案内します）

◆提出書類 ※1次選考から2次選考までの期間が短いため、あらかじめご用意ください。

- ① 申請補助資料（助成実績・収支概要）※当財団ホームページ（<https://kosuikyoo.com/>）よりダウンロード
- ② 定款
- ③ 前年度（2025年）の決算書と事業報告書
- ④ 履歴事項全部証明書（発行6ヶ月以内・コピー可）
- ⑤ 申請金額の根拠となる見積書の写し ※単価が5万円を超える経費は必須
- ⑥ 【任意提出】企画書、活動状況のわかる資料（チラシ、画像資料など）

※③の書類は団体で承認済の最新版を提出してください。（承認が間に合わない等の理由で添付できない場合は、2024年度の決算書・事業報告書を提出してください。）

◆選考結果：2026年7月下旬頃に申請者に対し、採否を文書又はメールで通知します。

※申請後の差し替え・修正等には原則応じられませんので必ず事前のご確認をお願いします。

ネット環境の不具合等により受付時間内に応募ができない場合でも締切後は受付不可となります。あらかじめ余裕をもって手続きをお願いします。

□選考

当財団の選考委員会において厳正に書類選考し、常任理事会で決定します。なお、応募書類に不備不足がある場合、選考の対象とならない場合がありますのでご注意ください。また、選考の過程で、必要に応じて追加資料の提出を依頼する場合や、現地調査もしくはヒアリングを行うことがあります。

※ご応募いただいた申請の不採択理由は開示いたしません。予めご了承ください。

■選考基準 ※必ずしも下記すべてに当てはまる必要はありませんが選考の際に重視します。

- ① 生活困窮家庭の子どもとその家族に支援が届く事業であるか
- ② 人や社会と関わり子どもたちが夢や願いを実現するための力を伸ばす支援事業であるか
- ③ 斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できる事業であるか
- ④ 本申請事業の収支が費用対効果の視点を加味した構成であるか
- ⑤ 本申請事業が当助成を受けることで実現可能になるものであるか（当助成の必要性）
- ⑥ 組織全体は適切に経営されている団体であるか

□助成金の交付

助成決定者には、採否の通知時に振込先を記入する用紙をお送りします。

その用紙が当財団に返送され到着後1ヶ月以内に、指定先口座に振り込みます。

□助成決定者の義務

- ・当助成金で実施する事業に関する広報物（チラシ・パンフレット・SNS・ホームページ等）に、「**公益財団法人公益推進協会 浅井スクスク基金による助成事業**」であることを明記してください。
- ・助成金を受給した場合は、申請の予定通り事業を遂行してください。
- ・受給した助成金は、善良なる管理者の注意をもって管理し、申請した助成対象事業以外への利用はしないでください。
- ・助成対象事業の完了後、1ヶ月以内に下記書類を指定するフォームにて提出してください。
 - ① 助成事業報告書（指定書式）
 - ② 助成事業収支報告書（指定書式）※支払先や支払金額が明記された領収証やレシートの写しを必ず添付
- ・適正な助成金交付事業執行のため、当財団から状況報告を求め、帳簿書類等の調査を行う場合があります。

■やむを得ず以下の事情が生じた場合は、必ず当財団の事前承認を得てください。

- ・助成対象事業の内容を変更するとき
- ・助成対象事業を中止する場合や重複しての受給となることが判明したとき
- ・助成実施期間の延長を希望する場合

□助成金の交付決定の取り消し及び返還

助成事業の中止の申請があった場合、次の各号に掲げる場合又は上記義務に違反した場合は、助成金の交付の決定を取り消し、交付した助成金があるときはその一部もしくは全部の返還をしていただきます。

- (1) 助成対象事業が完了しなかったとき
- (2) 助成金を他の用途に利用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (4) 公序良俗に反する行為や善良なる管理者の注意義務を怠った事実が判明したとき
- (5) 決定後に生じた事情により助成対象事業を継続する必要がなくなったとき
- (6) 応募要項及び当財団が依頼した内容や条件に違反もしくは従わなかったとき

助成に対する問い合わせ先

〒162-0826 東京都新宿区市谷船河原町9-3 公益ビル

公益財団法人公益推進協会 浅井スクスク基金担当 宛

E-mail : oubo@kosuikyo.com（件名は「【問合せ】浅井スクスク基金_団体名」としてください）

